

地域公共交通活性化・再生総合事業について

1. 要旨

地域公共交通の活性化及び再生に関して、市町村を中心とした地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部における L R T や B R T の導入や、バスの定時性・速達性の向上、乗継ぎの改善等、地域公共交通の課題について、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、各主体が推進する。国は、これを総合的に支援する。

2. 補助制度の概要

(1) 補助対象者

市町村が組織する地域公共交通総合連携計画作成に係る協議及び同計画の実施に係る連絡調整を行うための法定協議会

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条)

(2) 補助事業

ア 地域公共交通総合連携計画の作成 (1 年)

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画。

同法第 5 条の策定調査に要する経費

⇒ 定額補助 (国予算の範囲内)

例) 交通実態調査、ニーズ把握調査費等

イ 地域公共交通活性化・再生総合事業計画 (3 年)

地域公共交通総合連携計画に位置づけられた鉄道・バス・旅客船等の多様な事業の具体化のために必要となる事業の実施に要する経費。

同計画に定める事業に要する経費

⇒ 1 / 2 補助 (国予算の範囲内)

例) バス・乗合タクシー等の実証運行

バス等車両購入費

バス等の待合環境整備経費

I C カードシステム導入等の経費